



地域の未来によりそう
しずおか焼津信用金庫 ご利用のお客様へ



相続手続き支援サービスのご案内

相続手続きにともなう各種のお手続きを
提携先法人へ有料でお任せいただけます。

1

戸籍（原戸籍）の取得代行サービス

故人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本（改製原戸籍、除籍謄本）の収集作業を代行いたします

2

預貯金・株式の相続（払い戻し・名義変更）手続き代行サービス

各金融機関での故人名義の預貯金・株式の払い戻し・名義変更手続きを代行いたします

3

遺産額調査・相続税申告／不動産の相続登記の代行

遺産の評価などを調べたうえで相続税の申告が必要な場合は税理士が代行いたします
法務局での相続登記（名義変更）申請は司法書士が代行いたします

4

相続・遺言に関する相談の無料受付

フリーダイヤルにお気軽にご連絡ください（しずおか焼津信用金庫ご利用の旨をお伝えください）

ご自宅への訪問も無料です



NCPグループ

「NCP」とは New Consulting Partner の略です
ニュー コンサルティング パートナー

0120-745-883

受付時間

朝10:00 ~ 夜7:00 (年末年始を除き年中無休)

行政書士法人NCP

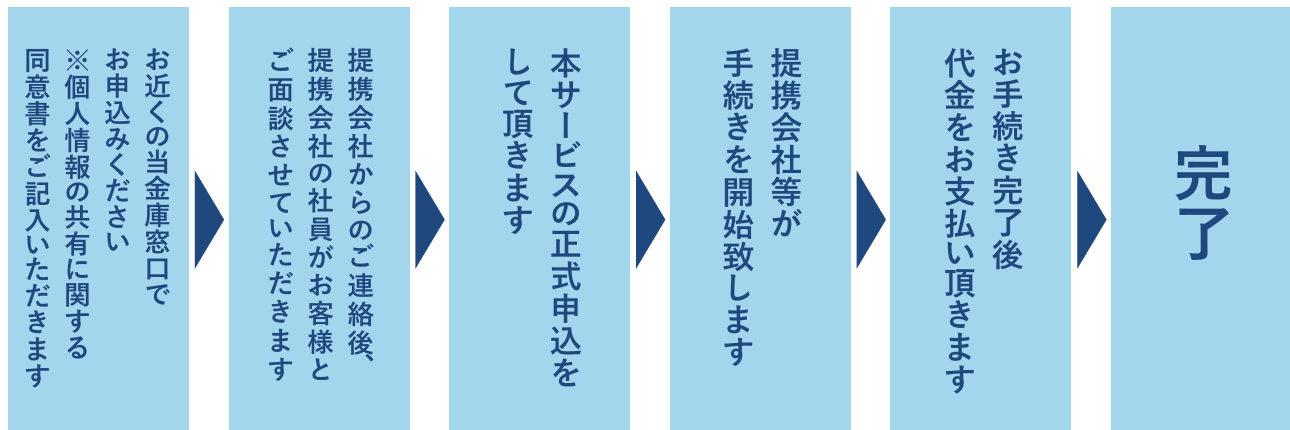
司法書士法人NCP

税理士法人NCP

NCP社会保険労務士事務所

株式会社NCP相続センター

本サービスお申込み～お手続き完了までの流れ



本サービスをご利用いただくにあたっての注意事項

- 本サービスは、お客さまから相続に関する相談をお聞きし、相談内容に応じたサービスを提供する提携会社（株式会社NCP相続センター。以下「提携会社」といいます）へ紹介するサービスです。実際の手続きは提携会社とそのグループ会社または提携会社の紹介する行政書士、司法書士等（以下「専門家」といいます）が行います。
- 当金庫は、本サービスに関連してお客さまから取得した個人情報を提携会社に提供し提携会社は必要に応じてこれを専門家に提供します。また当金庫は、お客さまと提携会社または専門家とのお取引の内容等について、お客さまへの金融サービス提供を目的に提携会社を通じて、事業者から情報提供を受けます。当金庫はお客さまから取得した個人情報を、当金庫のプライバシーポリシーその他の関係規定に基づき、厳正に取扱いします。
- お申し出いただいた内容によっては、お引き受けできないことがあります。
- 本サービスは、その内容の一部または全部について変更、中断、または終了することがあります。
- 当金庫では、相続に関する紛争の調停などを行うことができません。相続のお手続きの中で相続人さまの間で紛争状態にある場合につきましてはお引き受けいたしかねます。
- 反社会的勢力の申込はお断りいたします。

ご相談は当金庫の本支店窓口または下記の問い合わせ窓口より承ります（相談無料）

しずおか焼津信用金庫 お客様サポート部

〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠3-23-6

【提携会社】株式会社NCP相続センター

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館2階

事務所概要

エヌシーピー

NCPグループ

司法書士・行政書士・税理士などの有資格者100名以上在籍しています。

ホームページ

<http://www.ncp-law.com>

Eメールアドレス

info-hp@ncp-law.com



静岡事務所

静岡市駿河区南町10-6 村上駅南ビル2階

JR東海道本線 静岡駅南口より徒歩2分

TEL:054-289-7676 FAX:054-289-7677



東京麹町事務所

東京都千代田区麹町4-2-7 麹町ミッドスクエア3階
(旧:麹町4丁目共同ビル)

四ツ谷駅麹町口・赤坂口から徒歩7分

麹町駅4番出口から徒歩2分

半蔵門駅6番出口から徒歩7分

TEL:03-5367-5930 FAX:03-5367-5935

税理士法人NCP

東京都千代田区一番町23-3

フロントプレイス千代田一番町11階

半蔵門駅4番出口から徒歩2分

TEL:03-6274-8914 FAX:03-6274-8915

株式会社NCP相続センター

東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館2階

四ツ谷駅麹町口・赤坂口から徒歩10分

麹町駅1番出口から徒歩2分

半蔵門駅2番出口から徒歩3分

TEL:03-5367-5931 FAX:03-6273-1071

各拠点へご来訪いただく際には、
事前のご予約をお願いいたします

お客様専用
フリーダイヤル

 **0120-745-883**

※専用の駐車場はございません。お近くのコインパーキングをご利用ください。

「ごあいさつ」

名義人死亡後の不動産、預貯金、相続税などの手続はやらなきゃいけない手続です。我々NCPでは、このやらなきゃいけない手続を安心の料金で丁寧に対応させていただくことで遺族の負担を大幅に軽減いたします。



多くのご支持をいただき、我々NCPグループは年間(2024年)で17,344件もの相続手続きを受任させていただきました。この数字は、相続に携わる専門家の中では断トツの件数です。そのような多くの実績が評価され、週刊ダイヤモンドなどの雑誌の監修、東京都特別区(23区)職員への研修なども担当しております。




葬儀後の主な諸手続き

(半年ぐらいの間に完了しておくべき手続)

■ 専門家に相談すべき手続き

<input type="checkbox"/> 不動産の名義変更 (相続登記)	司法書士が代行 法務局で手続き 国の登記簿を変更して新しい権利証を取得	
<input type="checkbox"/> 相続税の申告	税理士が代行 10か月以内に税務署で手続き 遺産額が基礎控除額以内であれば申告不要	
<input type="checkbox"/> 相続放棄 (借入が多いとき)	司法書士・弁護士に依頼 3か月以内に家庭裁判所で手続き	
<input type="checkbox"/> 抵当権の抹消 (住宅ローンが消滅するとき)	司法書士が代行 保険により住宅ローンが消滅するときは、住宅 についている担保(抵当権)を消す	
<input type="checkbox"/> 預貯金の解約、名義変更	各金融機関で手続き 行政書士など専門家でも代行可能	
<input type="checkbox"/> 株式・投資信託などの 名義変更	証券会社や信託銀行などで手続き 行政書士など専門家でも代行可能	
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の作成	行政書士・司法書士などに依頼	

■ ご自身で対応できる手続き

<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求	市区町村役場で請求 国民健康保険から支給される(金額は市区町村により異なる)	
<input type="checkbox"/> 年金の諸手続き	年金事務所(旧社会保険事務所)での手続き 国民年金のみ加入していた方は市区町村役場 でも手続き可能	
<input type="checkbox"/> 故人の確定申告	4か月以内に税務署で手続 基本的には 毎年の確定申告と同じ 不要な方も多い	
<input type="checkbox"/> 保険金の請求	各保険会社へ連絡し、請求手続き	
<input type="checkbox"/> 自動車の名義変更	所轄の陸運局で手続 軽自動車は所轄の軽自動車検査協会 で手続き ディーラーによる代行サービスもある	
<input type="checkbox"/> 公営住宅・賃貸住宅	管理者へ連絡し、変更手続き (法務局での手続きは不要)	
<input type="checkbox"/> 高額療養費の支給	該当する場合のみ請求 在職中であれば勤務先に確認 国民健康保険であれば市区町村役場で手続き	
<input type="checkbox"/> 公共料金の変更手続き	電気・ガス・水道・NTT・NHKなどに連絡	

サービス料金一覧

必要書類の確認・収集／相続税要否の判定サポート

- 故人所有の不動産等の調査（相続評価額等の確認）
- 相続税の申告要否の簡易確認
- 各種手続に必要な戸籍謄本等（改製原戸籍・除籍謄本）の収集・確認
- 相続関係説明図（家系図のようなもの）の作成

報酬 **39,000円～**（税込価格 **42,900円～**）

※故人の兄弟が法定相続人となる場合は報酬 63,000円～（税込 69,300円～）となります

※数次・代襲相続の場合、相続人・受遺者の人数等により、別途加算料金が発生します

※不動産が複数の市区町村にある場合には別途加算料金が発生します

※申告要否の簡易確認について、不動産以外の遺産（主に金融資産）については法定相続人から開示された資料に基づき計算します

※役所へ支払う手数料・郵送料等の実費は別途発生します

不動産の名義変更（相続・遺贈登記）

報酬 **65,000円～**（税込価格 **71,500円～**）

※別途で登録免許税（固定資産評価額の0.4%または2%）が発生します

※複数の物件がある場合、法務局への申請回数が複数回となる場合には別途加算料金が発生します

※不動産の価格が1,000万円を超える場合は別途加算料金が発生します

※田畑・山林については登記とは別途、農業委員会・市区町村に届け出る必要があります その届出には、別途費用が発生します

預貯金・株式等の相続（払い戻し・名義変更）手続き

金融機関
1か所 **報酬** **50,000円～**（税込価格 **55,000円～**）

※合計残高1,000万円を超える場合は別途加算料金が発生します

※株式・投資信託等の金融商品の調査・相続につき、特別な手続が必要となる場合には別途加算料金が発生します

遺産分割協議書の作成

- 金融機関や法務局へ提出する書類です

報酬 **45,000円～**（税込価格 **49,500円～**）

※遺産の種類・数・金額・各相続人への個別発送等により加算報酬が発生する場合があります

相続税の申告

税理士報酬は遺産額や相続人数など事情により大きく変化します

具体的な費用等については、税理士が面談の上ご案内します（面談は無料です）



公正証書遺言作成サポート

報酬 **150,000円～**（税込価格 **165,000円～**）

※別途で公証人手数料および実費（書類代・郵送料など）が発生します

※受遺者が3名を超える場合や財産額が5,000万円を超える場合には別途加算料金が発生します

意外に大変 預貯金・株式の手続き

NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集から金融機関との交渉まですべて代行します。

故人の財産 3カ月以内にしっかりと調べましょう

NCPでは、各種証明書の取得代行、不動産の評価額の調査
預金口座・負債の調査など、遺産の調査をサポートします。

遺産分割協議書 後でトラブルにならないように

NCPに依頼すると、ご遺族で話し合った内容を法律的な文言に置き換えて、
金融機関・法務局・税務署などで使用できるように協議書を作成します。

相続税の期限は10カ月 早めのご相談を

NCPでは、遺産の簡易査定をしたうえで相続税申告が必要かどうかを調査します。
申告が必要な場合には豊富な実績を基に強力にサポートします。

死亡した人名義の権利証は既に効力なし

NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集 権利証の発行まですべて代行します。

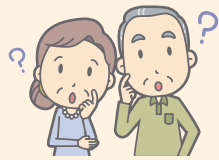
NCPに依頼するメリット

- 相続についての相談が
無料（土曜日曜でも対応）
電話による相談

0120-745-883



- 面談による無料相談
ご自宅、もしくはNCPにて
※ご自宅への訪問も
(交通費含めて)無料です。



- 安心の報酬体系
行政書士・税理士・司法書
士など直接専門家がお手
伝いします。
※「最低報酬額〇〇万円」
という設定が
無いので安心
してご依頼く
ださい。



- 国内トップの実績
累計10万件超を受託。
相続に関しては豊富な
ノウハウが蓄積されて
います。
専門家はどこも
同じではありません。

